

令和3年第1回朝霞和光資源循環組合議会定例会会議録

目 次

2月2日(火)	○議事日程(第1号)	1
	○本日の会議に付した事件	2
	○出席議員	3
	○欠席議員	3
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	3
	○職務のため出席した事務局職員	3
	○開会と開議の宣告	4
	○会議録署名議員の指名	4
	○会期の決定	4
	○諸報告	4
	○管理者提出議案の上程	5
	○管理者提出議案の提案説明	5
	○管理者提出議案に対する質疑及び管理者提出議案に対する 討論・採決	9
	○一般質問	22
	○閉会中の継続審査	36
	○閉議と閉会の宣告	37

令和3年第1回朝霞和光資源循環組合議会定例会

○議事日程（第1号）

令和3年2月2日（火曜日）午前10時00分開会

開 会

開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

（1）議長報告

（2）管理者報告

第4 管理者提出議案の上程

第5 管理者提出議案の提案説明

（1）議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（朝霞和光資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

（2）議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（朝霞和光資源循環組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）

（3）議案第3号 令和3年度朝霞和光資源循環組合一般会計予算

（4）議案第4号 朝霞和光資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（5）議案第5号 朝霞和光資源循環組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（6）議案第6号 朝霞和光資源循環組合財政調整基金条例の制定について

（7）議案第7号 朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会条例の制定について

（8）議案第8号 朝霞和光資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について

第6 管理者提出議案に対する質疑

第7 管理者提出議案に対する討論・採決

第8 一般質問

第9 閉会中の継続審査

閉 議

閉 会

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 10名

1番	石原茂	議員	2番	野本一幸	議員
3番	小池貴訓	議員	4番	駒牧容子	議員
5番	田辺淳	議員	6番	吉田武司	議員
7番	内山恵子	議員	8番	齊藤克己	議員
9番	猪原陽輔	議員	10番	赤松祐造	議員

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

松本武洋	管理者
富岡勝則	副管理者
田中茂義	会計管理者
奥山寛幸	事務局長
紺清公介	事務局次長
福島達也	施設課長
高野晴之	施設課専門員

職務のため出席した事務局職員

鈴木恵一	書記長
嶋田裕樹	書記
新川誠	書記
芝垣真人	施設課主任

午前10時00分 開会

◎開会と開議の宣告

○石原 茂議長 おはようございます。

ただいまから令和3年第1回朝霞和光資源循環組合定例会を開会します。

出席議員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

これより直ちに会議に入ります。

ここで皆様にお諮りいたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、質疑・質問、答弁等を自席にて着座で行うことを議会運営委員会です承いただいております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、本日の会議は着座で行うことといたします。

◎会議録署名議員の指名

○石原 茂議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

朝霞和光資源循環組合議会会議規則第119条の規定により、議長により会議録署名議員を指名します。

3番、小池貴訓議員、8番、齊藤克己議員、以上2名を指名いたします。

◎会期の決定

○石原 茂議長 次に、日程第2、会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会にお諮りした結果により、本日1日限りと決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎諸報告

○石原 茂議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

令和2年第1回朝霞和光資源循環組合議会定例会会議録をお手元に配付しておきました。
また、監査委員から令和2年10月分、11月分、12月分の例月出納検査の報告がありましたので、お手元に配付しておきました。御了承願います。

次に、管理者から挨拶と報告のため発言が求められておりますので、これを許します。

松本管理者。

○松本武洋管理者 皆様、おはようございます。

本日、令和3年第1回朝霞和光資源循環組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては御参集を賜り、会議が開催できますことに心から厚く御礼を申し上げます。議長のお許しをいただきましたので、組合の事業について管理者報告をさせていただきます。

令和2年11月から12月までの組合事務について御報告申し上げます。

総務関係では、例月出納検査を毎月実施いたしました。

施設関係では、委託業務でごみ広域処理施設建設予定地地歴調査等業務委託を指名競争入札で行い、落札業者のパシフィックコンサルタンツ株式会社埼玉事務所と契約を結び、事業を進めております。

以上、簡単でございますが、開会に当たりまして御挨拶並びに管理者報告とさせていただきます。

◎管理者提出議案の上程

○石原 茂議長 次に、日程第4、管理者提出議案の上程について、管理者から議案の提出がありましたので、報告します。

議案等についてはあらかじめ配付してありますので、御了承願います。

なお、議案の件名の朗読及び議案の朗読につきましては、議会運営委員会にて省略することを了承いただいております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 異議がないものと認め、議案の件名の朗読及び議案の朗読は省略いたします。

◎管理者提出議案の提案説明

○石原 茂議長 次に、日程第5、管理者提出議案の提案説明を求めます。

松本管理者。

○松本武洋管理者 それでは、本会議に提案する議案について順次説明いたします。

今回提案いたしました議案は、専決処分2件、令和3年度予算1件、条例改正2件、新規条例の制定3件の合計8件でございます。

初めに、議案第1号、専決処分の承認を求めることについては、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、人事院勧告に基づき、令和2年12月の期末手当の支給月数の改定を行ったものでございます。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについては、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例で、期末手当の算出方法を改定したものでございます。

次に、議案第3号、令和3年度朝霞和光資源循環組合一般会計予算については、予算総額8億4,628万6,000円、前年度と比較して7億8,197万9,000円の増加となっております。

次に、議案第4号、朝霞和光資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、令和3年度の期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

次に、議案第5号、朝霞和光資源循環組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、ごみ広域処理施設建設検討委員会の会長及び委員の報酬を追加したものでございます。

次に、議案第6号、朝霞和光資源循環組合財政調整基金条例の制定については、年度間の財源の調整を図るため、基金を設置するものでございます。

次に、議案第7号、朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会条例の制定については、新たに建設する可燃ごみ及び粗大ごみ処理施設の整備に関し調査研究及び検討を行うため、委員会を設置するものでございます。

次に、議案第8号、朝霞和光資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定については、生活環境影響調査の結果の縦覧手続及び意見書の提出方法を定めることを目的としております。

なお、詳細につきましては事務局長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○石原 茂議長 以上にて説明は終了しました。

次に、議案の細部の説明を求めます。

奥山事務局長。

○奥山寛幸事務局長 それでは、議案第1号から第8号につきまして御説明申し上げます。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（朝霞和光資源循環組合職員の給与に

関する条例の一部を改正する条例) について御説明いたします。

本専決処分は、人事院勧告に準拠し、職員の給与を改定したものでございます。

改正内容につきましては、一般職員の令和2年12月期の期末手当の支給月数を1.3月分から0.05月分引き下げ1.25月分とし、特定管理職員の12月期の期末手当の支給月数を1.1月分から0.05月分引き下げ1.05月分に改定したもので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるとでございます。

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて(朝霞和光資源循環組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例) について御説明いたします。

本専決処分については、「議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額」とある条文について、「及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額」を削除したもので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるとでございます。

議案第3号、令和3年度朝霞和光資源循環組合一般会計予算について御説明申し上げます。

令和3年度朝霞和光資源循環組合一般会計予算及び予算説明書の1ページを御覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,628万6,000円と定めるものとございます。

第2条の債務負担行為につきましては、4ページの第2表において、事項、期間及び限度額を定めており、生活環境影響調査業務及び施設整備基本計画策定等業務の2件について設定しています。

第3条の地方債につきましては、6ページの第3表において、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、広域処理施設用地取得事業に係る起債の限度額を5億3,480万円とするものとございます。

第4条では、歳計現金が不足した場合に、その不足を補うための一時借入金の最高額を3億円と定めるものとございます。

それでは、12ページをお開きください。初めに、主な歳入について御説明いたします。

第1款分担金及び負担金の構成市負担金は2億5,612万7,000円を計上し、構成市ごとの負担金額は、朝霞市が1億3,798万5,000円、和光市が1億1,814万2,000円となっております。

第2款国庫支出金の衛生費国庫補助金は、施設建設及び計画策定等に要する経費への交付金である循環型社会形成推進交付金を5,335万6,000円計上しています。

第3款財産収入の利子及び配当金は、財政調整基金運用利子を計上しております。

第4款繰越金については、200万円を計上しております。

第5款諸収入の組合預金利子については、歳計現金及び歳計外現金に係る預金利子を計上しております。

第6款組合債の衛生債は、広域処理施設用地取得事業債5億3,480万円を計上しています。14ページをお開きください。主な歳出について御説明申し上げます。

第1款議会費は、議員報酬や会議録作成委託料、先進地視察のバス借上料など議会運営に係る経費336万8,000円を計上しております。

第2款総務費の一般管理費は、特別職報酬並びに一般職の給料及び職員手当や事務機器の保守委託料など、組合運営に必要な経費8,943万円を計上しております。

公平委員会費は、公平委員会委員報酬など2万8,000円を計上しています。

監査委員費は、監査委員報酬など28万6,000円を計上しています。

以上、総務費は合計で8,974万4,000円となっています。

第3款衛生費の施設建設費は、ごみ広域処理施設建設検討委員会委員報酬、建設用地地質調査業務、土壌汚染状況調査業務、施設整備基本計画策定等業務、生活環境影響調査業務及び建設用地測量業務などに係る経費1億6,160万円を計上しています。

用地取得費は、建設用地物件補償調査業務委託及び建設用地購入等に係る経費5億4,543万円を計上しています。

施設解体費は、和光市の旧ごみ焼却場の解体基本設計業務に係る経費807万1,000円を計上しています。

以上、衛生費は合計で7億1,510万1,000円となります。

第4款公債費の元金と利子については、組合債の元金及び利子償還金並びに一時借入利子償還金3,007万2,000円を計上しております。

第5款諸支出金の財政調整基金は、財政調整基金運用利子を積立てするものでございます。20ページ、第6款予備費は800万円計上してございます。

議案第4号、朝霞和光資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、令和3年度からの期末手当の支給月数を人事院勧告に準拠して改定するものです。6月期及び12月期の期末手当の支給月数を一般職員はそれぞれ1.275月分に、また、特定管理職員はそれぞれ1.075月分とするものでございます。

議案第5号、朝霞和光資源循環組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、ごみ広域処理施設建設検討委員会の報酬を追加するもので、

会長報酬を月額8,000円、委員報酬を月額7,000円とするものでございます。

議案第6号、朝霞和光資源循環組合財政調整基金条例の制定は、組合予算に係る年度間の財源調整を図ることを目的に財政調整基金を設置するものでございます。

議案第7号、朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会条例の制定については、ごみ広域処理施設の整備方針等について調査研究及び検討を行う委員会を設置するもので、委員は15人以内で組織するものでございます。

議案第8号、朝霞和光資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、生活環境影響調査の結果及び縦覧の手続、意見書の提出の方法を定め、利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とするものでございます。

説明は以上となります。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原 茂議長 以上で各議案に対する説明は終了しました。

◎管理者提出議案に対する質疑及び管理者提

出議案に対する討論・採決

○石原 茂議長 次に、日程第6、管理者提出議案に対する質疑と、日程第7、管理者提出議案に対する討論・採決につきましては、議会運営委員会にて、議案ごとに行うことを了承いただいております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、管理者提出議案に対する質疑及び討論・採決に進みます。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（朝霞和光資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

議案第1号について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 質疑がありませんので、質疑を終結します。

議案第1号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 討論がありませんので、討論を終結します。

採決します。

議案第1号について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（朝霞和光資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）は承認することに決しました。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（朝霞和光資源循環組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

議案第2号について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 質疑がありませんので、質疑を終結します。

議案第2号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 討論がありませんので、討論を終結します。

採決します。議案第2号について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（朝霞和光資源循環組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）は承認することに決しました。

次に進みます。

議案第3号、令和3年度朝霞和光資源循環組合一般会計予算を議題とします。

議案第3号について質疑を許します。

赤松議員。

○赤松祐造議員 質問いたします。

議案第3号、建設土地購入費、一般会計歳入歳出予算説明書19ページを見て、16目ですか、公有財産土地購入費5億3,200万円について、ごみ広域処理施設建設用地購入費について質問いたします。

1、土地購入は、現在ある和光市の市有地の不足分の購入でしょうか。これで全ての建設用地が充当できるのか伺います。

2、購入面積は、目標建設用地面積に対しどの程度の土地面積になっているのでしょうか。

3、追加購入を予定しているのでしょうか、伺います。

○石原 茂議長 答弁願います。

福島施設課長。

○福島達也施設課長 初めに、土地購入の内訳につきまして、広域処理施設の建設予定地に占める市有地、市が持っている面積の割合なんですけれども、こちらは旧ごみ焼却場が3,636平米、駐車場用地となっております場所が2,599平米、合わせまして6,235平米になります。そのため、基本構想でお示ししております施設整備に必要となる面積約2万5,000平米に対して不足する1万6,246平米について土地購入を予定しております。

2点目の購入面積の割合につきましては、建設予定面積約2万5,000平米に対する購入面積1万6,246平米の割合につきましては、約65%となっております。

3点目の追加購入についてでございますが、土地購入の時期については、事業者選定を予定している令和5年度をめどに進めていく方針としておりますので、令和4年度についても引き続き用地を買収していく予定となっております。

○石原 茂議長 質疑ありますか。

赤松議員。

○赤松祐造議員 それで、この土地購入に当たって、土地の地権者との交渉の進捗を伺います。

また、これに関わる地権者は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

そして、予算上の土地価格ですね、積算根拠、できましたら、平米価格は幾らでしょうか、伺います。

○石原 茂議長 答弁願います。

福島施設課長。

○福島達也施設課長 地権者との交渉の進捗につきましては、地権者の方々にはおおむね半年ごとにお会いしております。直近では組合発足後の令和2年11月から12月にかけて御訪問させていただいております。用地の御協力をお願いを主にしております。

次に、地権者数につきましては、共有名義人等もございますので、物件数でお答えさせていただきますと、14件となっております。

また、用地購入費5億3,200万円の積算根拠につきましては、不動産鑑定価格がまだ算定されておりませんので、周辺における標準宅地の価格から地価公示相当額を割り戻しまして積算しており、平米当たりの価格は8万1,428円、坪に直しますと約27万円というふうになっております。

○石原 茂議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 同じページで、施設建設費の委託料ですね、19ページの委託料ですけれども、いろいろと委託発注をすることになってはいますけれども、過去に朝霞市でこの手の発注をするに当たってまとめて発注をしていたことがあるんですが、ごみ広域処理施設建設用地地質調査業務委託料とか、それから土壤汚染状況調査業務委託料、例えばこの2つもかなり似た内容がそこに含まれてくるのではないかと思うんですけれども、そこら辺の内容が重なる部分、これは今やっている地歴調査でもそういうことになるかなと思うんですけれども、また同じことをやるのか、それとも、少なくとも1度調査した部分に関しては、割愛しての積算なり発注をするという考え方なのか、同じ調査をその中に繰り返しやるようなことがあるのかないのかの確認をしたい。

元をただすと、この委託料の元が、何らかの多分法的な根拠があってやらざるを得ない部分があると思うんですけれども、それぞれどんな法的な求めに応じて、この委託料が設定されているのかということも併せて、今の2つだけじゃなくて、全ての業務委託料に関して教えていただきたい。

ただ、用地に関しては、今、赤松さんの質疑で、一応大体は分かったんですけれども、合意に関して、今、基本的に全体、全部の方たち、地権者の合意が取れているのか、まだそこまでいっていないのか。一般的な表現でいうと、何割までの合意が取れているという形なのか、その点の確認をさせてください。お願いします。

あとすみません、ごみ広域処理施設の基本計画策定業務ですけれども、これも同じページの施設解体ということでもありますけれども、この解体に関して、和光市の具体的にはいつ解体をするという想定でこの委託がされるのかということも併せてお伺いします。

○石原 茂議長 答弁願います。

福島施設課長。

○福島達也施設課長 現在、令和2年度に行われている地歴調査は、土地の歴史等を調べるごとと、埋設物が今どのような状態というか、表層から1メートルごとの試掘を5メートルまで掘り下げて行っているんですが、その層の中でどんなものが入っているかというものを現在調査しております。

その調査結果に基づきまして、今度、土壤汚染状況調査のほうは、3,000平米以上の面積を開発する場合には、土壤汚染対策法という法律の中で調査することが求められております

ので、それに伴って汚染状況調査を行います。

土壌汚染状況調査は、行うことによって、その土地の中にこういったものが入っているのかということをあらかじめ明らかにすることで、施設の整備に入ったときのリスクの軽減ですね、業者が着工してから土の中に不純物というか、汚染物質が入っているということが明らかになって余計な費用がかからないように、まずその調査を行うということが土壌汚染状況調査というふうになっております。

同じ内容の調査を行うということではないので、同じような業務がある場合には、その辺は割愛して出すようにしていきます。

それと、地権者の同意に関してなんですけれども、今の段階で具体的な額はお出ししておりませんので、金額的な交渉というのはないんですが、事業に対して反対されている方はいらっしゃいません。皆さん、おおむね賛成というか、しておる方たちなので、順調に交渉のほうは進んでおります。

それと、解体の時期なんですけど、こちらは施設の、まず来年度、解体の基本調査というか設計を行いまして、令和6年度に実際、事業者が決定して建設が着手されるんですが、その着手のときに合わせて解体も発注いたしまして、令和6年度から施設の解体が始まる予定となっております。

○石原 茂議長 質問ありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 それぞれの委託料ですけれども、発注の仕方は、一般競争入札なのか、それとも指名入札なのか、プロポーザルなのか、そこら辺、それぞれ教えていただきたいのと、この中で一番中心になるのは、施設整備基本計画策定ということになる、真ん中の部分と、あとは生活環境影響調査業務というのは、この1年中心でやることになると思うので、その部分に関してですけれども、具体的にどんなものを行うということで内容をちょっと教えていただきたいと。

あと、この解体に関しては、その後の計画としては、例えば朝霞市の部分に関しては、何らか予定としては、今上がっていることがあるのか、その点も併せてお伺いします。

○石原 茂議長 答弁願います。

福島施設課長。

○福島達也施設課長 業務の発注方法なんですけれども、土壌汚染状況調査は入札によって発注する予定となっております。

業務委託、全て基本的には入札で発注する予定になっておるんですが、このごみ広域処理施設整備基本計画策定業務に関しましては、プロポーザルでの発注を検討しております。

朝霞市の施設の今後の予定に関しましては、今の段階では明確には施設解体の時期等は出ておりませんので、今後処理していくごみの内容の整理等もございますので、そういったことが整い次第、施設の解体等の準備に入っていきたいというふうに考えております。

○石原 茂議長 質問ありますか。

[発言する人あり]

○石原 茂議長 追加答弁ということで、紺清事務局次長。

○紺清公介事務局次長 業務委託の入札の関係ですけれども、基本的には指名競争入札を中心にやっていくと考えております。

○石原 茂議長 ほかに質疑ありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 確認したいんですけれども、一般競争入札が原則という中で、指名というのは、やはり地元の事業者にある程度受注の機会を与えるという、それが一つの大きな目的なんじゃないかと思うんですね。そうすると、地元といったときには、和光市さんの地元と朝霞市の地元と、そういう指名の地域的な問題ですけれども、それがまたそういうことができる事業者が、その事業体がそこにあるかどうかということになるので、それがなければ、一般競争入札が大原則だと思うんですね。その点ちょっとどういう基準で指名というふうにおっしゃったのかをもう一度確認したいと。

プロポーザルに関しては、後で一般質問でもやるんですが、今、あなた方、そちらの体制でプロポーザルをやれる体制にないんじゃないのかなと。プロポーザルって基本的に随意契約ということになるんだけれども、随意契約でもやはり客観的に相手方の企画提案書をチェックして、その企画提案に対して審査員を置いて、あなた方とは別の方が審査をするという、同じ事業体の中で審査をするんじゃ、全くの随意契約そのままになってしまって、それも客観性だとか、公平性だとか、担保するものはなくなってしまうので、そこら辺、一番重要な部分をそういうふうプロポーザルでやるとおっしゃっているけれども、最初から落ちる場所が私には手に取るように分かってしまうという、そういうものになりかねないので、ぜひその点、なぜプロポーザルでやるのかということも含めてちょっと教えていただきたい。

むしろ、ちゃんと企画提案に対して審査をできるような体制をそちらが整えるということであるならば、まだこちらも分かるんですけれども、その点、この間行っていたプロポーザ

ルでは、実態として客観性というのは担保されていないというふうに思うんですけれども、その点もう一度確認させてください。

○石原 茂議長 答弁願います。

紺清事務局次長。

○紺清公介事務局次長 まず、入札の在り方として、一般競争入札というのが定例的なものだと思います。ただ、今言われたように地元の業者、またはこの事業に関しましては、ある意味特殊な部分があって、地質とか廃棄物という専門的な分野でございますので、その辺で限られてくるという部分があるので、ある程度指名でこちらとしてはやりたいと考えてございます。

あとプロポの関係でございまして、確かに審査の体制というもの、この組織8人しかいない中でやっていく中で、どのように客観性を持たせていくかというのは、すごい重要な課題だと思いますので、今後の組合の検討課題としていきたいと考えております。

○石原 茂議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 質疑がありませんので、質疑を終結します。

議案第3号について討論を許します。

田辺議員。

○田辺 淳議員 今の私、答弁が、もう少し前向きであるならば、賛成をもととするつもりでいたんですけれども、様子を見させていただきたいなという、そういう意味で賛成をしたかったんですけれども、やはり客観的ないわゆる契約、特に一番重要なごみ処理施設整備基本計画策定というのは、これを行ったら、その先の事業者の選定も含めて、かなり重要な部分に関わってくるということにもなるので、やはりそれがどこが受けていくのかというのは、私は非常に重視しているので、その前からもう既にいろいろな形で、事業者としては、今回の朝霞と和光のごみ処理施設を受注したい業者がやはり当然いるだろうなどは想定しますが、それにしても、先んじてこの部分に関して受注をするというのは、非常に重要な初動だというふうに思うので、その部分に関して最初からプロポーザルを行うと。そのプロポーザルの体制を何らかの形で、この間やられたような形ではなく、もう少し客観性を担保していきますという、その上で行いますという、そういう御答弁であれば、まだよかったですけれども、それがちょっと、今後の検討課題だぐらいの形で答弁されましたから、それはちょっと私には非常に不満です。そういうことも含めて、当然改善方を強く求めたいです。

れども、申し訳ありませんが、今回、この予算に対しては反対させていただきます。

○石原 茂議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 以上にて討論を終結します。

議案第3号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○石原 茂議長 挙手多数です。よって、議案第3号、令和3年度朝霞和光資源循環組合一般会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

次に進みます。

議案第4号、朝霞和光資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案第4号について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 質疑がありませんので、質疑を終結します。

議案第4号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 討論がありませんので、討論を終結します。

採決します。議案第4号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、議案第4号、朝霞和光資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

次に進みます。

議案第5号、朝霞和光資源循環組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案第5号について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 質疑はありませんので、質疑を終結します。

議案第5号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 討論がありませんので、討論を終結します。

採決します。議案第5号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、議案第5号、朝霞和光資源循環組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

次に進みます。

議案第6号、朝霞和光資源循環組合財政調整基金条例の制定についてを議題とします。

議案第6号について質疑を許します。

田辺議員。

○田辺 淳議員 確認をしたいんですけども、今回、全体の当初予算が8億円という予算が組まれて、そういう今後のこともあるので、来年、再来年と、それが規模的には、当然金額的には増えてくるんだろうという想定はしますけれども、財調で積み立てるものというのは、一般会計に対してどれぐらいの金額まで積み立てていくという何か想定する額があるのかどうか、あるいは割合があるのかどうか、その点を確認させてください。

○石原 茂議長 答弁願います。

奥山事務局長。

○奥山寛幸事務局長 財政調整基金は、構成市等の一般会計ですと、標準財政規模の5%から10%が適正と言われております。一部事務組合につきましては、標準財政規模というものはございませんので、おおむね構成市負担金の平準化した金額の一定割合ということで考えておりますけれども、当面、安定的な財政運営を行う観点から、2億円程度積み上げるまでは、構成市負担金の剰余分というか、残額については、翌年度予算に反映しないで財調に積み立てていきたいというふうには考えております。

○石原 茂議長 質疑ありますか。よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 以上にて質疑を終結します。

議案第6号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 討論がありませんので、討論を終結します。

採決します。議案第6号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、議案第6号、朝霞和光資源循環組合財政調整基金条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

次に進みます。

議案第7号、朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会条例の制定についてを議題とします。

議案第7号について質疑を許します。

赤松議員。

○赤松祐造議員 議案第7号、ごみ広域処理施設建設検討委員会条例の中の第3条、委員会組織、委員15人の構成について。

1、識見者、住民代表、管理が必要と認める者の人数配分と委員の選考をどのように考えているのか。

2、住民代表の朝霞市、和光市の人数配分についても伺います。

人口構成から考えると、朝霞市が多いが、建設場所が和光市ということなので、私としては、5対5が好ましいと思うが、いかがでしょうか。

そして、3番、検討委員会の第1回目の開催時期はいつ頃を予定しているのか。また、開催回数はいくらを予定しているのか伺います。

○石原 茂議長 答弁願います。

福島施設課長。

○福島達也施設課長 初めに、ごみ処理広域施設建設検討委員会の人数配分と選考の考え方についてお答えします。

1号委員の識見を有する者につきましては、学識者など3名程度のほか、構成市から2名ずつ、そして組合議会議員のうち各市から1名ずつの御推薦をいただきたいと思いますと考えております。また、2号委員の住民代表につきましては、公募委員を合わせまして構成市から2名ずつ、3号委員は、関係団体など構成市から1名ずつの推薦をいただきまして、合わせて15名の委員構成を予定しております。人数の配分については、有識者を除き、構成市から同数の委員を選出することを考えております。

次に、委員会の開催時期につきましては、第1回検討委員会の開催時期を6月から7月頃というふうに見込んでおりまして、年間5回程度の開催を予定しております。

以上です。

○石原 茂議長 質疑ありますか。よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

駒牧議員。

○駒牧容子議員 議案第7号について、今のに追加で1点だけ確認します。

予想される検討内容についてお伺いします。

○石原 茂議長 答弁願います。

福島施設課長。

○福島達也施設課長 この検討委員会の中では、具体的な施設の設計をしていく上での中身についてが主なものになってまいると考えております。

○石原 茂議長 よろしいですね。

ほかに質疑ありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 このごみ処理施設基本計画との関連で伺いますけれども、計画策定をこの検討委員会ですするという、そういう考え方はないのかどうか。つまり、プロポーザルで行うと言っていたその部分ですけれども、その委託の事業者がそこにマネジメントも含めてやるということに実際上もなるんだろうなと思うので、もう一つは、市民公募型というのは、今どこでも行われているので、その点、2人ずつというのは非常に少ないかなと。赤松議員がおっしゃったみたいに、5対5ぐらいのイメージのほうが本当はいいだろうなと。その中に公募があってもいいのではないのかなと思うんですけれども、その考え方を確認したい。

それから、識見を有する者の中に、恐らく大学の先生が入るんだろうなと思うんですけれども、私のイメージだと、それがまた、どうも事業者とのつながりが最初からありそうなことになってしまっているといけないので、その点の客観性をどうそこに担保するのかということに関して、何か考え方があれば教えていただきたい。その中の回答になるんだろうということも想定されますので。

○石原 茂議長 福島施設課長。

○福島達也施設課長 検討委員会の中で話し合われたことが基本計画のほうにも当然反映されるべきものだというふうには考えております。そこで話し合われたことをないがしろにして、基本計画というものが成り立つものではないというふうには考えておりますので、その関連性はあるというふうには考えております。

どうしても識見者のほうが多くなってしまいうというもの、ごみ処理施設という特殊なもの

でありますので、そういったことを調査研究なされている方、それと経験値をお持ちの方を交えた話し合いが行われるのがよりベストだというふうに考えておりますので、今の人数はこういったもので考えております。

公平性という意味では、コンサルタント協会から人をお呼びするようなことはありませんので、あくまでも学識と経験をお持ちの方ということを想定しておりますので、公平性は担保できるというふうに今の時点では考えております。

○石原 茂議長 質疑ありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 これは管理者のほうに考え方をお伺いするしかないんですけども、いわゆる市民参加とかいうことで、やはり広域でやられた場合に、朝霞市からすると、和光市が事務局にもなってしまって、議会がここで行われているということで、非常に遠くなってしまっているわけですね。そういう中で少しでも市民参加のチャンスを広げていくということで、提案されている内容は分かりますよ。今までだったらこうだろうなというのは十分分かりますけれども、ただ、新しい組合議会をつくって、その中で物事を進めていこうということであるならば、もう少し斬新な考え方がそこにあってもいいのではないかなと思うんですけども、その点、事務方で準備されているのは、それはそれで分かりますけれども、管理者として、その姿勢の問題ですけども、公募型のものがあっていいのではないのかなと。もう少し市民の枠を広げていただきたいなというふうに思うんですけども、その点どうですか。今、この条例の中には何も明記されていないので、数字がね。

○石原 茂議長 答弁願います。

松本管理者。

○松本武洋管理者 これまでもこのごみ処理建設に関しては、市民参加のいろいろな手法も使わせていただいております。また、当組合には、市民参加に関する手続の条例ございませんので、両市の現在行われている市民参加の様々な手法ございますので、これを参考にしながら、当然この条例案でも、住民代表ということで書かせていただいておりますが、これはいわゆる公募の市民も入ることを想定して、こういった条文も入れさせていただいておりますので、最終的には両市の現在の手続、非常にそれが参考になりますので、これを踏まえた形で市民の意見というのを、朝霞市、和光市双方から吸い上げられるような形で実施していきたいと考えております。

○石原 茂議長 ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 以上にて質疑を終結します。

議案第7号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 討論がありませんので、討論を終結します。

採決します。議案第7号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議はないものと認め、議案第7号、朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

次に進みます。

議案第8号、朝霞和光資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてを議題とします。

議案第8号について質疑を許します。

田辺議員。

○田辺 淳議員 環境アセスメントというものをもう少し小さい形で、いわゆる生活環境影響調査ということを行うに当たっての手続ですが、環境影響調査に関してもう一度確認をしておきたいんですけども、普通だと、やはり施設、例えばストーカ炉なのか、流動床なのか、ガス化なのか、そういったどんなものがどれぐらいの——実際はある程度数字は出ていますけれども——規模のものができるのか。そういうスペックが分からないと、環境に影響を与えるものって分かりませんよね。

一般的にこういう形で、かなり先んじてやっているところがあるというのは、私ももちろん分かりますけれども、順序が違うんじゃないのかなということも含めて、その手続を定める条例ですけれども、基本計画で具体的に内容が、スペックが定まった段階で、あるいは定まりそうな段階から始めるというのが筋ではないのかなということと、その内容に関してどんな環境の影響、アセスされるのか、その点をもう一度、先ほど具体的にお答えいただいているので、中身を教えてください。

○石原 茂議長 答弁願います。

高野施設課専門員。

○高野晴之施設課専門員 お答えいたします。

生活環境影響調査につきましては、今おっしゃられましたとおり、処理施設の概要が決ま

って初めてできる項目、予測評価とかは、まさにそのとおりだと思っております。

今回の生活環境影響調査、当初予算にも計上してございますけれども、現況調査というのは、例えば交通量でありましたり、施設の規模に関わらず調査できる項目もございます。工期がない中で、令和10年度の稼働を目指すということを目途にした中で、できる限り早い稼働に向けて効率的に業務を組んでいくということで、このような予算措置をしてございます。

調査項目につきましては、大気質、騒音、低周波、振動、悪臭、景観ということで、朝霞市さんでやられたときと同じような項目にはなるんですけれども、処理方式とかも決まった条件を基に予測評価をしていくということは変わりませんので、先にこれだけやってしまうということではございませんので、御理解いただければと思います。

○石原 茂議長 質疑ありますか。よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 以上にて質疑を終結します。

議案第8号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 討論がありませんので、討論を終結します。

採決します。議案第8号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、議案第8号、朝霞和光資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

◎一般質問

○石原 茂議長 次に、日程第8、一般質問を行います。

通告が出ております。通告者は2名であります。

一般質問を許可いたします。

なお、質問につきましては、会議規則第51条の規定により回数は3回まで、質問時間は組合議会の申合せにより1回20分までとなっておりますので、御了承願います。

発言順位1番、赤松議員、通告書に従いお願いします。

○赤松祐造議員 ごみ搬入車と周辺環境・交通安全対策について。

新ごみ処理施設へのごみ搬入車両の動線と搬入搬出市道の拡幅や新設専用道路を考え、周辺環境と交通安全に配慮した基本設計について。

現在、和光市清掃センターへのごみ搬入車両は、高齢者介護施設、福祉の里の前を通行しております。一般市民のごみの持込みも同じで、福祉施設の前が環境交通安全上よくない状況です。また、連休明けや土曜などは、一般市民の持込み車両が多く、特に年末年始は待機車で渋滞し、特に混雑し、職員総出のような状態で交通指導をしております。

また、この地区隣接住民は、新ごみ処理建設に対し、ごみ施設による環境問題や清掃車の通過が多くなり、それによる交通問題を危惧している方が多くいます。

そこで、新広域処理施設になれば、持込み車両は倍以上になります。そこで、周辺の環境と交通安全対策を加味し、搬入道路は福祉施設前を避け、スムーズに車両の出入りができる動線を考え、基本設計に取り組んでいただきたい。既に取り組んでおられると思いますが、確認の意味で質問いたします。

また、搬入市道の拡幅などについて、搬入車両が倍以上になりますので、現在の和光市の狭い市道では無理が生じることを危惧します。搬入市道はとても大切です。交通安全上、道路拡幅が必要ではないでしょうか。

また、搬入搬出ルート上、専用道路的な新設道路を考える必要もあるのではないのでしょうか。イメージとしては、254バイパスから朝霞方面から来る車両は、信号待ちをしないで左折し、スムーズに施設に入れるような道路をイメージしています。

そこで、広域処理施設への搬入市道の道路拡幅や、新設道路は処理施設外だが、当組合で取り組むことができるのか。また、組合の圏外なのか。圏外ならば、組合から和光市に前もって要望する必要があると思いますが、いかがでしょうか。事務局の考えと取組を伺います。

以上です。

○石原 茂議長 答弁を願います。

施設課長。

○福島達也施設課長 発言事項1、ごみ搬入車と周辺環境・交通安全対策についてお答えします。

車両台数の増加につきましては、令和2年5月に作成いたしましたごみ処理広域化基本構想にありますように、和光市の2018年度の実績で年間の収集車両の台数は1万7,005台、持込み車両は3万6台と合わせまして4万7,011台となっております。

朝霞市の車両の台数を合わせますと、収集車両の台数が4万8,879台、持込みの車両台数

は6万6,149台で、合わせて、合計で11万5,028台となりまして、今現在の2.4倍の車両台数になります。

そのことから、広域処理施設の整備においては、敷地内に待機動線を十分に確保することや、両市における直接搬入の在り方、これは事前予約制度の導入などについて今後検討するものと明記しており、搬入車両台数の制限や持込み時間帯の分散などにより、周辺環境への配慮を行ってまいりたいと考えております。

搬入車両や焼却灰などを搬出する大型車両などによる既存道路への影響につきましては、令和3年度から令和4年度にかけて行います生活環境影響調査において、周辺道路における交通量など、生活環境に及ぼす影響も調査してまいりますので、その結果を踏まえまして、必要に応じて道路管理者との協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

○石原 茂議長 質疑ありますか。

赤松議員。

○赤松祐造議員 あと1点、考え方ですけれども、この場所は、本当に地盤が非常に柔らかくて、荒川近く、新河岸川近く、地盤が柔らかいわけですから、今後、今のままの道路では、この車両が通ることによって、かなり傷むというか、耐えられないと私は推測しています。そういう意味で、今後、道路の線だけじゃなくて、路盤もしっかりした形で造る必要があると思いますので、その辺についても考えを加えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○石原 茂議長 答弁願います。

福島施設課長。

○福島達也施設課長 現在もやはり大型車両等の通行が多い中で、どうしても穴の開いた場所、くぼみが出る場所等がありますので、今後の交通量調査等も踏まえた上で、道路の構造についても、道路管理者との話合いというのは進めてまいりたいというふうに考えております。

○石原 茂議長 質疑ありますか。よろしいですか。

以上で赤松議員の質問は終了いたしました。

次に、発言順位2番、田辺議員、通告書に従いお願いします。

田辺議員。

○田辺 淳議員 まず、1点目として、組合及び組合議会の体制整備について。10月から本格的にこの議会も始まっているわけですが、事務の課題と今後ということで、まず1点目は、規則等・例規の整備ということで、これまで議会の議決以外で作成された規則や要綱

も含めてなんですが、どんなものがあるのか。資料要求と書きましたけれども、通告した1月22日時点では掲載されていなかったんですけども、ホームページ上に通告後に載っていますので、一応確認しましたので、この資料要求は撤回します。

ただ、例規集として我々に何らかこういうものが渡される形になってくるのかどうか、その点に関しては確認させてください。

それから、先ほどもちょっと言いましたけれども、要綱等も何かあれば、それはホームページ上には載っていませんので、そういったものもあれば具体的に、朝霞市、和光市さんも多分あると思うんですけども、要綱等もホームページ上に載ってきているので、その点、今後のことも含めてお伺いしておきたい。

(2)としては、議会の庶務及び広報ということで、会議録作成に関してもどうなるのかなと思ったら、今日渡されましたが、これも議案とともに渡していただきたいなど。できれば、前回の会議録を確認しながら質問していくというのが一般的などこの会議でもそうだと思いますので、渡される時期というものをもう一度確認しながら、いつ頃、会議録が作られるのかなど、それはホームページ上にもアップされてきているということはいいんですけども、その点の確認をしたいと。

それから、広報としてホームページだとか、あと等と書きましたけれども、ちょっと確認したいのは、どこでも今、ネットによる映像配信が行われ始めているので、その点に関しては、この議会の配信ということはどういうふうに考えられているのか、その確認をします。

(3)としては、契約検査事務ということで、この規則の中に、これは前回もちょっと聞いて、その時点では我々の手元にはなかったものとして、やはり重要なものは、予算規則だとか、会計規則だとか、契約規則だとか、そういったものに関しては、早い段階から渡していただきましたかったなど。少なくとも私は頂きたかったと思うんですけども、今は一応、規則・例規でアップはされてきていますけれども、その中で、例えば契約の仕方、内容の精査だとか、先ほどもちょっと聞きましたけれども、法律上に定めがあるからということで一つ一つの委託をしていると、もしかしたら、かなり重なるような内容の調査がそこにされる可能性も十分あると思うので、そこら辺をどう合理化しながら委託発注をしていくかというのは、やはり技術的な問題もあると思うんですね。あとは経験値もそこに必要になってくるだろうと思うんですけども、その点の支出の削減の努力というものも、契約発注をする段階でやはり重要だと思うんですね。こういう負担金で運営していくような一組だと、どうしても膨らんでいくもの、事業がどんどん必要だということで、負担金をそれぞれの自治体に

求めていくということで、安易な形でそれが進められてしまうと、膨らむ一方になってしまうので、その点どうそこら辺をしっかりと手綱を締めていくかというのも重要だと思うんですけども、その点をお伺いしておきたいのと、特に検査ですね、これは例えば検査の例規・規則がありますけれども、その工事検査の規則ということで確認したいんですけども、今、例えば検査を行ったことがある職員がこの8人の中にいるのかどうか。工事検査なので、ある程度専門的な知見もそこに必要になると思うんですね。

それから、委託に関しても、これほとんど同じ、本来だったら別の検査室が検査をするわけですけども、朝霞などでも委託の検査に関しては、発注をしている課の中で検査もするということになってしまっているんですが、それと同じ状態で、課も何も本当に一部事務組合の規模自体が職員が8人という中で、実際には総務課が検査をしますというふうについても、その客観性というのはなかなか担保しにくいのではないのかな。そういう意味で、やはりこれも専門的な知見を必要とするということで、例えば検査規則の中に管理者は前項により難いと認めるときは、別の方法により工事の検査を執行等させることができるという1項が入っているので、その点も具体的に動かしていく必要があるものではないのかなと思うんですけども、その点の確認をさせてください。

それから、あと次ですけども、2点目が、初議会以降の契約ということで、現状の公開の在り方を含めた課題と今後、公平性及び客観線を担保するためということで、(1)として指名競争入札と。指名競争入札で行われたものが、今回の資源循環組合の中でごみ広域処理施設建設予定地地歴調査等業務ということで行われて、これに関して、一応落札結果、資料要求という形で、これも資料要求しましたけれども、これも通告の後、一応その具体的な部分が朝霞市と同様のものが出されましたので、これも資料に関しては結構です。先ほどの資料要求も、取りあえずは結構だということで同じです。

ただ、指名競争入札のやはり考え方というのは、先ほど申しあげましたように、客観的に競争するというだけではなくて、地元の事業者、確かに内容によって非常に特殊な事業が多いですから、そういう意味で、地元といってもなかなか難しい、相手も探しにくい、指名しにくいだろうなというのは分かりますけれども、そうであるならば、もっと広く求めていくのが筋ではないのかなと。指名というよりも、一般競争入札でやるべきものではないのかなということを確認させてください。

それから、(2)として、プロポーザルの方式というのが、これも今回の中で、一応例規データ作成業務委託ということでプロポーザル方式が行われたわけですが、これをプロポー

ザルで行う必要があったのかなど。プロポーザルという方式だと書いてありますけれども、これプロポーザルというよりも、まさにただの随意契約を行ったということなんだろうと、客観的に見たら、そういう内容でしかないと思うんですね。その点、プロポーザルの意味合いをちゃんと理解されて、プロポーザルという表現を使われているのかどうかももう一度確認しておきたいんですけども、ただ、実際にプロポーザル方式を取るのであれば、先ほども言いましたけれども、ちゃんと審査員を外部から置いて、点数でもともとどこの事業者が企画提案したか分からない状態に伏せて、それでそのチェックをしていくという、点数を加算していくというやり方をするのが一般的だと思うので、その点、もう内々でやられているただの随意契約と変わらないようなやり方を今回されてしまっているので、プロポーザルの意味合いをどこまで理解されて、このプロポーザル方式という表現を今の時点で使われているのかももう一度確認させていただきたい。

今回、資料要求と書きましたけれども、結構ですけども、内容としては、実態、どんなことを、先ほど言った例規データ作成業務をプロポーザルで行ったのか、その内容、概要をもう一度確認させていただきます。

あとその他ということで、これは一般競争入札というくくりの中で契約の規則もあって、基本、やはり一般競争入札をしっかりと取り入れていくという大前提があるということが忘れられているようなので、そこら辺をもう一度確認させてください。

それから、3点目、広報ですけども、組合広報、その具体と今後に関しては、そのままお伺いします。

広報の冊子ですね、広報わこうだとか広報あさかだとか、そういったものがいつ頃どういう形で作られるのか。その中に例えば議会の報告も入れるのであるならば、そういったことも議論しなければいけないというふうに思いますけれども、それも併せてお伺いしておきます。

それから、ホームページに関しても、今やられて、実際事業者に委託して始まっているわけですけども、今後それをどのように豊富化していくか、さらに何かこの中に入れ込んでいくものというもの、今どのようなことを考えられているのかを確認します。

それから、その他ということで、両市の広報等への対応ということで、組合広報がどれぐらいの部数作られて、それがそれぞれ両市の市民全戸に配布されるということは、なかなか想定しにくいですけども、そういうことまで含まれているのかどうかということにも関わるんですけども、それが難しいのであるならば、その概要をやはりそれぞれの市の自治

体広報に入れていくということも必要になってくるだろうなど。そもそも組合広報というのを作るよりも、そういう形のほうが早いかもしれませんが、その点の確認もさせていただきます。

4点目以降は、ちょっとこの間質問していることに重なるので、この数か月で変化したものがあるならば、お答えいただくという意味合いも含めての質問ですけれども、情報公開と市民参加に関して、組合の姿勢と今後の具体的な対応ということで、積極的な情報提供と情報共有を市民としながら市民参加を促していくというのが、やはり今このご時世重要なことだと思いますけれども、その点の考え方を確認したい。

これも情報公開の絡みの施行規則というのがありますけれども、情報公開の施行規則の中に、一番最後ですけれども、実施状況の公表というのがあるんで、その公表というのが、結局、公開請求の状況、公開決定等の状況、その他必要な事項について、その公表は市が発行する、11条なんですけれども、いわゆる公告式条例に基づいて掲示場に掲示して行うものとするというふうになっているんですね。これはあまりにも、昔の江戸時代までの高札の発想で、朝霞市民が和光市の公告式の掲示場所といったら和光市しかないもので、そこまで来て見るチャンスなんかほとんどないわけですよ。だから、情報公開請求があっても、実際の実施状況の公表自体が、そこでしか行わないというような今の情報公開条例施行規則、これは残念ながら、条例をつくったときに、私ら規則を同時に頂いていないので、そのときに議論できませんでしたけれども、それはやはりちょっとあまりにも足りないのではないのかな。

ちなみに、朝霞市の場合は、実施状況の公表ということで、同じような情報の公開に、市長が行う情報の公開等に関する規則という中で、実施状況の公表というのは、公開請求の状況、公開決定等の状況、その他必要な事項について、市が発行する広報紙への掲載等により行うものとなっているんですね。少なくともそれぐらいのことはしないとまずいのではないのかなと。

あと公文書の管理に関する定めというのが、この情報公開条例施行規則の中には載っていないんですけれども、今どこかでされているのかどうか、それも併せてお伺いしておきたい。今の情報公開の絡みでちょっと確認したい。

それから、循環型社会形成推進地域計画というのがこの間行われて、これが成果物としていつ頃できて、あるいはもうできているのか。これは国に出すものだろうということはわかりますけれども、それにしても、一応今までやってきたことなので、その概要でも分かれば、我々も手にしたいと思っておりますけれども、その点どこまでできているのか、あるいはでき

たものが我々の手元に来るのか、それも併せてお伺いしておきたい。

建設予定地に関しては、地歴調査等、その土壌汚染等の障害となり得る事態というのは、今想定されているのかどうかちょっと確認します。

7点目に関して、施設の内容と規模等に関してということで、これは前回もほとんど同じ形で質問通告をしているんですけども、それぞれ施設内容だとか、余熱利用だとか、概算事業費等とか、地域貢献等、事業手法等、これに関しては、ごみ処理広域化基本構想の内容からも何ら進展はないという確認でいいのかどうか、その点だけ確認させてください。

ただ、事業手法に関して、これは検討委員会の中で議論する内容なのか。それに関しては、具体的に事業手法に関しても、この点に関しては、この施設の内容と規模等についてという部分に関しては、全て検討委員会の中で議論されるものなのかどうか。

今後の事業等について、予定される事業の内容確認、その課題も併せてお伺いします。

それで結構です。

○石原 茂議長 田辺議員の質問に対する答弁を願います。

紺清事務局次長。

○紺清公介事務局次長 発言事項1、組合及び組合議会の体制整備について御答弁申し上げます。

規則等・例規の整備につきましては、令和2年第1回組合議会定例会で承認、または可決されました条例と組合で定めた規則を組合ホームページに掲載してございます。また、令和3年度からは、委託業者による例規集を掲載する予定で準備を進めております。

要綱につきましては、内部の規則ということでございますけれども、今後、掲示できるかは、構成市の例を参考に検討してまいります。

続きまして、議会の庶務及び広報につきましては、会議録作成及び製本までを事業者のほうに委託しており、会議録においては、冊子とデータで納品され、会議録署名議員の署名をいただいた後、組合ホームページに会議録データを掲載してございますので、こちらのほう会議録ですね、議案とともに渡してほしいという要望もございますので、そのような形で検討してまいりたいと思います。

続きまして、契約検査事務でございますが、組合の契約事務につきましては、契約規則に基づいて行っているところでございますが、そのほか入札参加資格や一般競争入札の執行方法等について要綱等を制定し、公正な入札、契約の確保を進めております。

また、発注関係につきましては、組合としましては、経費を削減するというのを念頭に

置いて、今後は契約事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、検査事務につきましては、工事検査規則に基づき1件の請負金額が130万円以下の工事については工事主管課長、130万円を超える工事については総務課長を検査員として定めてございます。

なお、今後予定している大規模工事等に係る検査につきましては、埼玉県や構成市への技術支援依頼を検討するなど、契約の適正な履行の確保に努めてまいります。

また、そちらのほうの検査の経験値でございますけれども、現在8名いますが、それぞれ構成市で経験したというのはちょっと把握してございませんので、今、御答弁のほうは申し訳ありません。今後につきましては、規則に準じて検査事務を進めていきたいと考えております。

続きまして、発言事項2、初議会以降の契約について順次お答えいたします。

初めに、指名競争入札につきましては、令和2年12月4日にごみ広域処理施設建設予定地地歴調査等業務委託を執行してございます。入札の結果、パシフィックコンサルタンツ株式会社埼玉事務所が落札しております。確かに指名競争につきましては、客観的などということ、基本は一般競争入札で行うということでございますけれども、様々な事情がございますので、その辺の一般競争でやるのか指名でやるのかというところは検討していきたいと思っております。

次に、プロポーザル方式につきましては、令和3年度から契約予定の例規データ作成業務委託について、簡易プロポーザル方式により第一法規株式会社を契約候補者として選定させていただきました。こちら随意契約ということで、プロポの方法につきましては、今後、我々としても勉強させていただいて検討していきたいと思っております。

こちらの審査項目につきましては、例規システム、または法令・判例検索システム、法令執務支援システム、サポートに関するもの、その他、独自提案を含むもの、また費用ということで項目を設けまして、その中で、先ほど申しました第一法規株式会社に契約候補者として選定いたしました。そのほかにつきましては、庁用車の燃料購入に係る単価契約を令和2年11月2日に株式会社コスモと契約してございます。

発言事項3、広報について順次お答えいたします。

組合の広報活動につきましては、現在、組合ホームページでの周知を中心に行っているところですので、議会の内容につきましても、そこで載せていきたいと考えております。今後におきましては、速やかな組合ホームページへの情報の掲載のほか、構成市のホームページ

や広報紙を効果的に活用できるよう担当部署と調整してまいりたいと考えてございます。

発言事項4、情報公開と市民参加について御答弁申し上げます。

組合の情報の公開に関しましては、ホームページ等での情報発信を積極的に行うほか、朝霞和光資源循環組合情報公開条例に基づき、組合が保有する情報を住民に公開できる体制を整えてございます。また、市民参加につきましては、朝霞市のパブリック・コメント手続実施要綱や和光市の市民参加条例等に準じ、住民が組合行政に参加できる体制を構築してまいります。今後は、ごみ広域処理施設建設検討委員会において、住民代表の委員委嘱や住民説明会の開催を通して住民参加を推進してまいります。また、情報公開条例施行規則における実施状況の公表でございますけれども、規則でこのように定めてございますので、組合としてはこれに準じて進めていきたいと考えております。

以上です。

○石原 茂議長 続きまして、福島施設課長、答弁願います。

○福島達也施設課長 続きまして、発言事項5、循環型社会形成推進地域計画についてお答えします。

循環型社会形成推進地域計画については、広域処理施設の整備に当たり活用を予定している環境省の循環型社会形成推進交付金の申請に当たり策定が求められているものでございます。

計画の内容としましては、まず1点目として、地域の循環型社会を推進するための基本的な事項、2点目として、循環型社会形成推進のための現状と目標、3点目として、発生抑制や再利用などの取組から処理施設の整備といった施策の内容、4点目として、計画のフォローアップと事後評価についてとなっており、昨年、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会において策定されたごみ処理広域化基本構想、そして朝霞市及び和光市の一般廃棄物処理基本計画に記載されている方針や施策の内容に基づき、構成市と調整を図り、取りまとめるものになっております。

現在は、循環型社会形成推進交付金を令和3年度事業から申請することを念頭に、埼玉県を通じまして環境省と計画書の内容について調整を図っているところでございます。今後は環境省との調整が整い次第、組合のホームページに掲載するとともに、広域処理施設整備事業の進捗に応じて事業費などについて適宜見直しを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、発言事項6、建設予定地の地歴調査等についてお答えいたします。

地歴調査等につきましては、広域処理施設の整備が土壌汚染対策法及び埼玉県生活環境保

全条例の対象となる見込みであることや、工事計画立案の基礎資料となることを目的として、建設予定地における過去の使用履歴について調査するとともに、旧ごみ焼却場の敷地について土壌の分析を行うものでございます。

今回の調査の結果、今後行う土壌汚染状況調査の内容について判断することになりますが、有害性が認められる場合には、より詳細な土壌汚染状況調査が必要になると考えております。

現在は、旧ごみ焼却場を管理する和光市との調整を終え、土壌を採取するためのボーリング調査を進めているところでございますので、今後、地歴調査及び土壌分析の結果を踏まえて、必要に応じて所管となる埼玉県西部環境管理事務所との協議を行いまして、施設整備における対応方策について検討してまいりたいと考えております。

発言事項7、施設の内容と規模についてお答えします。

1から4の内容につきましては、現在、その基本構想に定めておるものと内容が一致しております。その後の変化というのはございません。

5の事業手法につきましては、広域処理施設の建設及び維持管理、運営については、中長期的な視点に立ちまして、安定的かつ効率的に行っていくことが必要なため、環境省の交付金要綱に基づいて、民間ノウハウを活用したPFIやDBOといった手法も視野に入れて検討を行ってまいります。こういった内容も、施設整備検討委員会がこれから設置されますので、その中において話し合われていく内容というふうになっております。

発言事項8の今後の事業等についてお答えいたします。

令和2年度に実施しております地歴調査及び埋設物調査の結果に基づき、令和3年度に土壌汚染状況調査を行います。また、地質調査を行い、建設予定地の地盤状況を把握することを目的に、ボーリング調査のほか、各種試験を行ってまいります。令和3年度から令和4年度にかけては、施設整備基本計画の策定及び生活環境影響調査を行ってまいります。

施設整備基本計画については、旧ごみ焼却場の解体及び広域処理施設の整備における基本方針と諸条件を整理するもので、併せて導入可能性調査として、民間活用による事業方式導入時の概算事業費と従来型の事業費との比較によりVFMを算出し、総合評価によりまして事業方式を選定いたします。

生活環境影響調査については、広域処理施設の整備に伴う生活環境への影響について現地調査を踏まえた予測を行い、周辺環境への影響分析を行った上で、施設設置の届出に添付が必要となる調査書を作成し、縦覧手続を行ってまいります。令和4年度から令和5年度にかけては、募集要項や要求水準書の作成等を施設整備運営事業者の公募選定手続を進めまして、

令和5年度中にごみ広域処理施設整備運営事業者を決定したいと考えております。令和6年度から設計、建設に着手いたしまして、令和10年度の広域処理施設の整備に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○石原 茂議長 質問ありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 規則にかかわらず、確認したいんですけれども、要綱を載せていただきたいというのは、そういう方向になるだろうと思うんですけれども、条例の制定に併せて規則も出していただくということに関しても確認したいんですけれども、条例に基づいて規則にそれが委任された形であった場合は、やはりその内容もぜひ条例に絡んで出していただきたいと思いますけれども、いかがですか。それは今後のこととしてですね。

それから、先ほどネットによる映像配信に関してちょっと聞き漏らしたのかもしれないんですけれども、もう一度確認したいんですけれども、そういったことも、なかなかそちらも議会のところまで関わりにくいという、時間を取りにくいという事情は分かりますけれども、比較的簡単にできる方法も出てきているようなので、その点に関して前向きなお答えをいただければというふうに思うんですけれども、いかがですか。ここの部屋にそういう設備があるかどうかというのはありますけれどもね。

それから、あとは契約に関してですけれども、やはり客観性とか公明正大にそれを行っていくという大前提の中で、例えばプロポーザル方式で、朝霞市でも例えばシンボルロード整備基本設計というので簡易公募型のプロポーザルというのを最近行ったわけなんですけれども、それも一応公表している、ホームページ上で載っているものというのは、選定結果とともに評価項目と評価の点数、簡易型だったので、2社で行って、それぞれ実際に受託候補者となったところと、もう1社に関してはB社という表現でしたけれども、その評価点数も入っていると。選定委員会の開催概要に関しても、第1回、第2回、第3回という形で入れているんですけれども、これはプロポーザルの方式に関して、この朝霞和光の資源循環組合で何か、例えばやることに関しての要綱がもう既にできてやられたのか、その確認もちょっとしたいんですけれども、契約の規則の中では、その具体的なプロポーザルのやり方までは書いていないと思うので、じゃ、プロポーザル方式を取り入れましたといった場合に、簡易型であったとしても、この組合ではどういうやり方をするんだというのが要綱として具体的に作成された上でやったのかどうか、その点の確認をさせてください。

今後のことに関して、大規模なものに関しては、もう少しちゃんとやっていきたいという
ような、外部も取り入れてという話がありましたけれども、それに関してももう少し内容を
整えて、やはり要綱等、最低限のものは整備しておく必要があるのではないのかなと思うん
ですけれども、いかがでしょうか。

広報に関しては、もう一度確認しますけれども、組合広報を作るということで、それはど
れぐらいの回数で、部数的にどれぐらいの部数を、我々市民にはどういう形でそれが手に取
ることができるのか、届けられるのか、その点の確認をしたいと。それが全部には難しいと
いうことなのか、先ほども言いましたけれども、それがということであるならば、その概要
をそれぞれの市の広報に入れ込んでいくという発想もあり得るかなと思うんですけれども、
その点の確認をしたいと。

情報公開に絡んでの話というのは、先ほどちょっと言ったのは、実施状況に関して、少な
くとも朝霞市のやり方では、広報に載せていきますよというふうになっていると。和光市さ
んは知りませんが、それが先ほどの御答弁だと、規則にこうなっていますのでとおっ
しゃったけれども、規則ってそちらの中では内部でつくられているわけで、議会は何の議論
も経ていないわけで、規則にありますからなんていう答弁をされちゃったら、全部自分たち
で決めましたからと言っているのと同じなので、そんな答弁の仕方はちょっとやめていただ
きたいと思うんですけれども、これも管理者にお伺いするしかないです。考え方ですね。や
はり前向きな形で、情報公開の実施状況に関しては、和光市さんはどういう状況か分かりま
せんけれども、やはりもう少し前向きな、少なくともこの組合広報の中に入れていくとか、
そういうことも含めて、もう少し前向きな形で、もう既にできた規則かもしれないけれど
も、それを改正していただきたいと思えますけれども、いかがですか。

それから、公文書の管理に関する何らかの、これは情報公開の中に朝霞市の部分では入っ
ているんですが、そういったものというのが、別のところででもいいんですが、この組合の
中では、今、例規の中で公文書管理に関する何らかの規定があるのかどうか、それをちょっ
と確認したい。

それから、その後に関しては、今の時点では土壤汚染等の障害となり得る事態というのは、
地歴調査始まっているわけですが、もう具体的にありそうなのかどうかということに
関してはいかがですかね。

送電線に関しても、それがあつことを前提にしたときに、それは東電になるんですか、相
手方は。その東電との何らか取決め、どんな規制があるのか、それに関して分かる範囲で教

えていただければというふうに思います。

それから、交通に関しては、これはいろいろと今後の問題として、また改めてどこかでお伺いしておきたいと思えますけれども、施設の内容、規模ということで、これは基本的に変化はないということで受け止めましたけれども、ただ、この計画上でいうと、1年半、2021年から2022年の半ばぐらいまでの間に、基本計画の策定と生活環境影響調査の実施というふうになっていて、先ほどいろいろと日程的なことをお答えいただいているけれども、1年半の間に検討委員会も、この1年半の中で結論を出す。この事業手法に関しても、策定が決まった頃に大体事業手法もほぼ決めていくんだということなのか、そこら辺を再度確認したい。

事業者選定に関しては、来年度から再来年度、2年間で行うんですよということなのか。その点をもう一度確認をします。

○石原 茂議長 答弁願います。

紺清事務局次長。

○紺清公介事務局次長 順次お答えしてまいります。

まず、条例の制定とともに規則等がある場合は、なるべく早くホームページのほうにアップして、示していきたいとは考えてございます。

また、次に、ネット配信につきましては、設備の関係もございまして、現在は難しいものと考えております。

次に、プロポーザルの要綱、さらに要領等のことではございますけれども、事業実施のたびに要領を作成して、ホームページ等に公表して示してございます。

続きまして、広報につきましては、組合としては現在発行するということは考えてございません。構成市の広報のほうに年2回程度、紙面を確保していただいて、組合の情報を掲示していただくような考えで今後進めていきたいと思っております。

公文書の規定につきましては、組合のほうで朝霞和光資源循環組合公文書規程を設けておりまして、それに準じて事務を進めてございます。

以上です。

○石原 茂議長 答弁願います。

松本管理者。

○松本武洋管理者 広報について、今、若干御説明申し上げたところでございますけれども、基本的に規則ではあのような表現になっておりますけれども、実際問題としては、やはり積

極的な広報という観点からは、両市の広報を活用していくという調整を今後させていただくということと、当然両市としても、それを駄目というものではありませんので、当然そういう方向で調整を図って、しっかりと朝霞市民が和光市の掲示板を見に来るようなことというのは、これは毛頭そういうことはいたすつもりございませんので、しっかり広報していきたいと考えております。

○石原 茂議長 続きまして答弁願います。

施設課長。

○福島達也施設課長 土壌汚染の状況なんですけれども、こちら、今は調査業務に入ったばかりでして、まだ影響についての結果というのは出ておりません。

それから、高圧線の影響なんですけれども、こちらは当然、下何メートルという規制がいろいろありますので、この下には建築物の制限がかかってまいります。

それと、2021年から2022年度にかけて基本計画と生活環境影響調査のほうが行われてまいりますので、検討委員会のほうも、その基本計画を策定するのに並行して検討委員会を行ってまいりますので、それとともに委員会のほうの任務は終了するという形になります。

それと、事業者選定業務は、令和4年度から令和5年度にかけまして行ってまいります。令和6年度から実際に建築のほうに着手していくという予定になっております。

○石原 茂議長 質問、田辺議員、よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 以上で田辺議員の質問は終了しました。

◎閉会中の継続審査

○石原 茂議長 次に、日程第9、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

議会運営委員長から、次の議会の会期予定等について閉会中の継続審査としたいという旨の申出がありましたので、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申出のとおり、次の議会の会期予定等について議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査事件とすることに決定いたしました。

◎閉議と閉会の宣告

○石原 茂議長 お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認めます。よって、令和3年第1回朝霞和光資源循環組合議会定例会を閉会します。

どうもありがとうございました。

午前11時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年2月2日

議 長 石 原 茂

署 名 議 員 小 池 貴 訓

署 名 議 員 齊 藤 克 己